

指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人佐賀キリスト教事業団が設置経営する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(利用定員)

第 3 条 施設の利用定員は 66 名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第 4 条 施設に次の職員を置く。

(1) 施設長	1名
(2) 事務職員	2名
(3) 生活相談員	1名
(4) 介護職員	20名
(5) 看護職員（看護師、准看護師）	3名
(6) 介護支援専門員	1名
(7) 医師（嘱託）	2名
(8) 栄養士（管理栄養士）	1名
(9) 調理員	5名
(10) 機能訓練指導員	1名

2 前項に定めるもの他必要がある場合は、定数を超えて又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第 5 条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長（管理者）

施設の業務を管理し、職員を指揮監督する。ただし、重要と認めるものは理事長

の承認を受けるものとする。

二 事務職員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

四 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、利用者の生活相談及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

七 医師（嘱託）

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

八 栄養士（管理栄養士）

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

九 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

十 機能訓練指導員

利用者の機能回復に必要な訓練及び助言に従事する。

（事務分掌）

第 6 条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

（会議）

第 7 条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

（1）運営会議 （2）施設福祉部会議 （3）各部会議
（4）その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

（利用料等の受領）

第 8 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用又はその家族者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者又はその家族から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との

間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者又はその家族から受けることができる。

一 居住費及び厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者又はその家族が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

二 食費及び利用者又はその家族が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

三 理美容代。

四 その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者又はその家族に負担させることが適當と認められるもの。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第 9 条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスに対する介護報酬の告示上の額とする。

第 4 章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 10 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者又はその家族のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第 11 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(入退所)

第 12 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 施設は、利用申込者の利用に際しては、その者的心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議しなければならない。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載)

第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する義務を担当するものとする。

2 施設サービス計画に関する義務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する

上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者又はその家族に対して、説明し、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第17条 施設は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 施設職員は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

5 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第18条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

2 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替えなければならない。

5 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

6 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 施設は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第19条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

食事時間は 朝 食 8時00分から

昼 食 12時00分から
夕 食 18時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第20条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族において行うことが困難である場合は、利用者又はその家族の同意を得て代わって行わなければならない。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第22条 施設は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第23条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(利用者の入院期間中の取扱)

第24条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に利用することができるようにしなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第26条 施設は、利用者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供

しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第27条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにしなければならない。

3 事故が発生した時又は、それに至る危険性がある事態が生じた時にその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しなければならない。

4 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行わなければならない。

5 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しなければならない。

(虐待防止)

第29条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じなければならない。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備

(3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(4) 利用者及び家族からの相談体制の整備

(5) その他虐待防止のための必要な措置

(6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(委員会の設置、指針の整備、担当者の専任等)

2 事業所は、サービスの提供中に事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者等に通報するものとする。

(身体拘束)

第30条 サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 身体的拘束等の適正化を図るため以下の措置を講ずる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第31条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、非常災害に関する具体的な計画は別に定める。

第8章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第33条 施設は利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第34条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延防止のための対策を検討する委員会、研修を定期的に実施するとともに、結果について従事者へ周知徹底する体制を整備する等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延防止のための指針、対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。

(協力病院等)

第35条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第36条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第37条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第39条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(地域等との連携)

第40条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を実行する等の地域との交流に努めなければならない。

第9章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第41条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計とその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第42条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備しておかねばならない。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 附則 この規程は、2000（平成12）年 4月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2001（平成13）年 9月 7日より施行する。
- 附則 この規程は、2003（平成15）年 1月 31日より施行する。
- 附則 この規程は、2005（平成17）年 6月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2005（平成17）年 6月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2005（平成17）年 10月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2006（平成18）年 4月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2019（令和元）年 11月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2022（令和4）年 4月 1日より施行する。
- 附則 この規程は、2023（令和5）年 8月 1日より施行する。